

農地・水保全管理支払交付金に関する実務用Q & A
 (未定稿：平成24年4月6日現在)

※ このQ & Aは、平成24年度の農地・水保全管理支払交付金の内容及び関連対策に関して、これまでに現場実務担当者から出された質問等を基に整理したものです。今後各地で開催される説明会等が出された質問等を追加しながら随時更新していくことにしています。

【農地・水保全管理支払】

<概要>

(問1) 平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金の概要いかな。

(答)

- 1 共同活動支援については、仕組みの簡素化を図った上で、平成24年度～28年度までの対策として継続することとしました。
- 2 また、向上活動支援については、広域で地域資源の保全管理を行う等の多様な体制を整備しつつ、老朽化が進む水路等の長寿命化の取組や、水質・土壌等の高度な保全活動を取組の内容に応じて追加的に支援することとしています。

(問2) 農地・水保全管理支払交付金の支援単価いかな。

(答)

現行対策の実施を通じた日常の保全管理活動の定着を踏まえ、次期対策においてはステップアップした活動へ誘導する観点から、新たな加算措置の導入などを含め、支援単価を見直し、以下のとおりとしました。

(1) 共同活動支援交付金

①新規地区 (基本単価)

(国と地方の合計の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,800円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	1,200円/10a	200円/10a

②継続地区： 基本単価の7.5割を上限

(2) 向上活動支援交付金

①施設の長寿命化のための活動 (国と地方の合計の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

②高度な農地・水の保全活動 (国と地方の合計の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	500/1,000/2,000 円/10a	500/1,000/1,500 円/10a	—
北海道	500/1,000/1,500 円/10a	500/1,000 円/10a	—

③活動組織の広域化・体制強化等 (国と地方の合計の支援単価)

対象活動	支援額
農地・水・環境保全組織の設立等	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織

<共同活動支援交付金>

(問3) 共同活動支援の仕組みの簡素化とは何か。

(答)

- 1 共同活動支援については、基礎部分と農地・水向上活動について、施設区分と活動項目を整理・統合するとともに、農村環境向上活動についても、テーマと活動項目を整理・統合しました。
- 2 具体的には、
 - ① 農地・農業用水等の保全管理活動である「基礎部分」と「農地・水向上活動」を一体化するとともに、細分化した活動項目を整理・統合することで計94項目を23項目に、
 - ② 農村環境の保全・向上のための活動である「農村環境向上活動」についても、テーマや活動項目を整理・統合することで65項目を29項目にしており、これにより活動計画の書類や報告書類において掲載すべき項目数が減少することから、簡素化が図られると考えています。

(問4) 継続地区についての単価はどのようになるのか。

(答)

- 1 これまで5年間の取組を行った地区について継続して取り組む場合は、農地・農業用水等の保全管理活動の定着を踏まえ、共同活動支援交付金の単価は新規地区の7.5割を上限としています。

- 2 なお、継続地区については、施設の長寿命化のための活動（都府県の水田：4,400円／10a）や今回拡充した高度な農地・水の保全活動（取組内容に応じ500円／10a～2,000円／10a）に取り組む場合は交付金を加算することが可能です。

<向上活動支援交付金>

（問5）施設の長寿命化のための活動とは何か。

（答）

平成23年度に拡充した、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の取組に対し、引き続き支援するものです。

（問6）水質・土壌等の高度な保全活動とは何か。

（答）

- 1 水質・土壌等の高度な保全活動とは、農業用水の保全、農地の保全又は地域環境の保全に効果を有するが、取組に追加的費用や高度な技術を要するため十分な普及が図られていない取組です。
- 2 具体的には、循環かんがいによる水質保全、グリーンベルトによる土壌保全、魚道による地域の生態系の保全等を対象活動としています。

（問7）広域で地域資源の保全管理を行う体制や集落を支える体制を整備するのはなぜか。

（答）

- 1 過疎化・高齢化が進行する地域を中心として、本交付金の取組のための集落リーダーの確保や多様な主体の参画が困難なため、地域共同による保全管理の取組が難しくなっている集落も見られます。
- 2 このような背景から、平成23年10月に政府の食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農地・農業用水等の資源や土地改良施設の保全管理・整備について見直し、施設の長寿命化等を図る。また、保全管理等を円滑に実施するため、NPO等の活用を含め、集落を支える広域的な保全管理体制を構築する。」とされたところです。
- 3 このため、過疎化・高齢化が進む地域等においても取組が可能となるよう、旧市

区町村区域などの広域的なエリアを対象とする農地・水・環境保全組織の設立等を進め、地域主体の保全管理を推進していくこととしています。

(問8) 農地・水・環境保全組織とは何か。

(答)

- 1 旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体などの構成員間の協定に基づき組織され、資源の保全管理活動等を行う組織です。
- 2 農地・水・環境保全組織については、協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）となります。

(問9) 地域資源保全プランとは何か。

(答)

- 1 地域主体の長寿命化対策等を推進するために、農地・水・環境保全組織が策定する、地域内の水路等施設のリスク管理と機能保全等のための全体構想（地域資源保全プラン）のことであります。
- 2 具体的には、地域内の水路等について、老朽化、破損、災害等に対する対処方法や関係者の役割をあらかじめ定めるとともに、長期的な維持管理費用が縮減されるような補修・更新計画を策定するものです。

<その他>

(問10) これまで共同活動支援を受けていた活動組織が、平成24年度以降も交付金を受ける場合、活動組織の規約等を変える必要があるか。

(答)

次期対策に継続して取り組む活動組織については、施設の長寿命化や将来にわたる持続的な取組を確実にするため、総会における議決方法や構成員の役割分担等を明確に規定した活動組織の規約や市町村との協定を新たに作成して下さい。